

平成30年 9 月28日

島田市議会議長 大石 節雄 様

島田市役所周辺整備に関する特別委員会
委員長 山本 孝夫

島田市役所周辺整備に関する調査研究について（報告）

本委員会は、調査した事件の結果について、委員会条例第36条の規定により別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 市役所新庁舎建設及び本庁舎周辺整備に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

島田市役所周辺整備に関する調査研究について
(島田市役所周辺整備に関する特別委員会 最終報告書)

1 調査経過

第1回	平成30年3月27日	委員長、副委員長の互選
第2回	平成30年4月18日	委員会の進め方について
第3回	平成30年5月9日	市役所周辺整備に係る基本理念・基本方針について
第4回	平成30年5月24日	市役所周辺整備に係る基本理念・基本方針について
第5回	平成30年6月26日	市役所庁舎建設に関する基本方針について
第6回	平成30年7月31日	市役所周辺整備に関する基本理念・基本方針等について
第7回	平成30年8月17日	市役所周辺整備に関する基本理念・基本方針等について
第8回	平成30年9月14日	市役所周辺整備に対する提言について
第9回	平成30年9月19日	市役所周辺整備に対する提言について

2 調査の報告

本委員会は、市役所新庁舎建設及び本庁舎周辺整備に関する調査・研究のため、平成30年3月27日に設置され、全9回の委員会を開催した。調査概要について、以下のとおり報告する。

(1) 委員会の経過及び所見

第1回<平成30年3月27日>

省略

第2回<平成30年4月18日>

議長からの「市役所周辺整備の中でも庁舎の建て替えについて議会としてどのように提案すべきかを議論してほしい」との考えを受け、庁舎周辺の施設の方向性等を入り口として庁舎建て替えを検討していくこととした。

行政経営部資産活用課長に説明員として出席してもらい、平成29年度に行った「島田市民会館機能再生等に係る民間資金等活用事業基本調査」の結果報告や島田市役所周辺整備に関する市民アンケートを実施すること等の説明を受けた。市民会館機能を再整備するに当たって民間資金を活用するPFI方式で事業を行うことを見据えて調査を実施し、その中で市民会館と市役所を合築した場合の費用についても積算したが、島田市の市民会館の規模ではPFI方式を採用するメリットがほとんどないこと、また合築した場合はお互いに手狭となり、さらに高さも必要となり景観上の問題もあることなどが説

明された。また、アンケートについては4月16日に3000通を無作為抽出により市民に発送し、5月7日までに回答をいただき5月末までにアンケートの集計を行う、とのことだった。さらに市役所周辺整備に関する今後のスケジュールや島田市役所周辺整備基本構想検討委員会の会議経過等を説明してもらい、質疑等を行いながら委員間で共通認識を持った。

また、議員の意見を伺うため、市民アンケートを議会内でも行うこととした。

第3回＜平成30年5月9日＞

初めに、資産活用課長から島田市が保有しているホールを有する文化施設、プラザおおり・夢づくり会館・チャリム21に関する施設概要や資産価値、今後の改修等に係る費用の見積もり等の説明、今後大規模な工事等を行った際の市債残高と公債費負担比率の推移の説明、さらに市民アンケートの中間集計状況の報告を受け、質疑等を行った。

続いて、特別委員会としての市役所周辺整備に関する基本理念を限られた時間内で作成するため、ブレインストーミングやKJ法といったワークショップ形式で委員の考えを出し合った。出てきた意見の中で似通ったものを分類し、「多世代交流」「文化交流」「多目的な活用」「民間活用、省エネ」「ユニバーサル」「効率的（適性）な投資」といったキーワードで取りまとめ、それをもとに委員長が成文化し、次回検討していくこととした。

第4回＜平成30年5月24日＞

第3回の特別委員会が出された意見をもとに委員長が作成した提言（案）を資料として提示し、内容について議論した。最終的に基本理念として4項目を設定した。

提言（案）の確認後、議長の諮問事項である庁舎建設について、前回と同様にワークショップ形式で意見を出していくこととした。各委員から出された「新庁舎はどのような建物にするべきか」という意見を似たもので分類し、それぞれ「利便性向上」「複合利用」「働く環境」「議会機能」「防災 省エネ」「市民交流」「次世代支援」といったキーワードでまとめた。出された意見を用いて委員長が次回までに資料を作成することとした。

第5回＜平成30年6月26日＞

第4回の特別委員会が出された新庁舎建設についての基本方針について、委員長が8項目に取りまとめた資料を委員会で確認した。

また、資産活用課長より、島田市役所周辺整備基本構想検討委員会にて基本構想の意見書案が固まりつつあることを受けての委員会終結後の基本構想案の作成、パブリックコメントの実施、基本計画策定に係る手続きなどの今後のスケジュール案の説明を受けた。意見書案の中で、庁舎建設は市民会館より先行して整備し、市民会館の整備はプラ

ザおおりの動向を踏まえ、活用を図りながら検討していくことがうたわれる予定である、とのことだった。

委員より、検討委員会のパブリックコメントが始まるが当特別委員会で検討中の基本方針等はどのタイミングで外へ発信するのか、という意見が出され、市民は市民、議会は議会として調査を行い提言をし、当局はその両方を審査していくことになる。現在の基本理念は庁舎のあり方について反映されていないため、提言（案）をもっと煮詰めていく必要がある。最終的に9月末を目途に提言をしていきたい、とした。

第5回の最後に委員長が大石節雄委員から山本孝夫委員に変更された。

第6回＜平成30年7月31日＞

市議会6月定例会最終日において、大石節雄委員が当特別委員会の委員を辞任し、齊藤和人議員が新たに委員として選任された。

島田市役所周辺整備基本構想検討委員会が7月9日に終了し、7月24日に市長へ意見書を手渡したこと、さらに島田市役所周辺整備基本構想（案）に係るパブリックコメントを実施していることを踏まえ、資産活用課に基本構想（案）と意見書を資料として提示してもらい、市民会館の建設や、その間代用されるプラザおおりの改修等の質疑を行った。その後、当特別委員会から提出する提言の内容について議論し、基本構想検討委員会という市民目線の意見とは別に、議員として財政面を考慮した意見や、プラザおおりの機能や耐用年数を踏まえた市民会館建設などを盛り込む提案が出された。

第7回＜平成30年8月17日＞

第6回の特別委員会終了後に委員長から各委員の意見を聴取する調査票が配布され、意見を取りまとめた資料をもとに提言内容について議論を行った。市民会館建設を2033年と想定し、今後15年間代用されるプラザおおりの維持・改修費を提示してもらうこと、市民会館建設時期までに財源を確保するための施策を行うこと等が意見として出され、提言に反映させていくこととした。

第8回＜平成30年9月14日＞

第7回の特別委員会終了後に、再度委員長から各委員の意見を聴取する調査票が配布され、意見を取りまとめた提言（案）について議論を行った。出された意見を元に委員長が次回までに修正し、再度提言（案）の確認とすることとした。

第9回＜平成30年9月19日＞

前回の特別委員会で出された意見を反映させた提言（案）の最終確認を行い、微調整をした後に当特別委員会としての提言として最終報告を行うこととした。

4 まとめ（提言）

島田市議会「島田市役所周辺整備に関する特別委員会」において、これから実施される新庁舎建設に対して、当特別委員会として別紙のとおり提言する。

島田市役所周辺整備に関する特別委員会
周辺整備基本構想及び新庁舎建設計画についての提言

昭和 37 年に建築された市役所本庁舎は、経年による老朽化、機能の劣化、二度の合併による市域や行政需要の拡大に伴う床面積の不足、災害対策等の基幹的機能が分散配置されている等の課題が顕在化し、今後の社会経済情勢の変化、刻々と変化する住民ニーズに的確に対応し、長く庁舎として活用し続けることは困難な状況である。

また、現在新病院建設事業などの主要プロジェクトを進め、かつ少子高齢化に対応した福祉施策の充実に大きな財政負担を強いられており、すでに除却した旧市民会館の機能の再生を求める市民や文化関係団体の声があるものの、当分の間、当市の財政的な制約は強まっていく傾向である。

これらの課題に対応し、これまで当市の中心にあって、行政運営、文化振興の拠点となっていた市役所周辺及び新庁舎の今後の整備方針の策定に当たっては、合併特例債の活用期限も考慮に入れながら全体的かつ総合的な見地からの検討が求められている状況である。

こうした状況を踏まえ、以下、島田市役所周辺整備に関する特別委員会として周辺整備の構想と新庁舎の建設計画についての提言とする。

提言

1. 市役所周辺が、世代を問わず多くの市民が訪れやすく相互の交流が生まれる場となるよう計画すべきである。
2. 市役所周辺が、今後も当市の行政運営のみならず、文化振興においても中心的役割を果たすため、新たな文化施設は新庁舎とは建設時期が異なることとなっても建設位置を明示するなど長期的な視点に立ち計画すべきである。また、プラザおおりの改修については、維持費、改修内容、改修費用等を将来予測も含め具体的に示し議論された後、決定すべきである。
3. 新庁舎を含む市役所周辺整備は、災害発生時は対応拠点となり、かつ減災に十分配慮した空間と機能を確保し、平時は市民が交流するエリアとなるなど有効活用を考慮し計画すべきである。
4. 整備される新庁舎は、市民にとって利用しやすく分かりやすい窓口配置と職員にとって働きやすい仕事効率を考慮に入れた部署配置で、構造については修正やメンテナンスがしやすく、省エネルギーへの取り組みも考慮しコストパフォーマンスに優れたつくりとなることが望ましい。また、庁舎内は I C T 環境と活動スペースの充実、議会が活動しやすく市民が傍聴しやすい議場を有するなど、実用性を重視した施設整備計画とすることが望ましい。
5. 将来の市勢を考慮し、良好な財政バランスに配慮した施設整備を計画すべきである。そのために当市として自主財源増の施策を進める努力、官民連携の導入による財政負担の軽減の検討を行うことなどをはじめとする諸検討事項について、二元代表制の一翼を担う議会と十分な意見交換や議論を深めた後に進めるべきである。